市県民税・所得税の確定申告がはじまります

▶問合せ　税務課　市民税係（内線133・134）

所得税の確定申告は刈谷税務署で行います

☎(21)6211　刈谷税務署

□所得税の確定申告が必要な人

①営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡などの所得がある人で、各所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額より多い人
・所得税の源泉徴収をされていない日雇賃金などを受け取った人
・生命保険や簡易保険など満期、解約などで一時所得になる保険金を受取った人
・原稿料、印税、雑所得（公的年金、互助年金等）のある人

②給与所得者（サラリーマン）で次に該当する人
・給与収入の合計が2千万円を超える人
・給与所得の他に前記①の所得が20万円を超える人
・2か所以上から給与を受けている人で、年末調整がされていない従たる給与の収入と、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人

□確定申告をすると所得税が戻る場合

確定申告をする義務のない人でも、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
・多額の医療費を支払った人
・住宅ローンのある人
・災害、盗難などにあった人
・中途退職し、再就職していないため、年末調整を受けていない人

※還付を受けるための申告書は、申告期間（2月16日～3月15日）以外でも、刈谷税務署に提出（郵送可）することができます。申告期間以外で申告の相談をされる場合は、事前に刈谷税務署へ連絡してください。

□所得税確定申告会場

刈谷税務署（刈谷合同庁舎）刈谷市若松町1-46-1

▼とき　2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜日を除く）午前9時～午後5時
※2月20日(日)、27日(日)は開設
▼ところ　刈谷税務署（刈谷合同庁舎）
※臨時駐車場の利用可能期間は2月1日～3月31日までです。大変混雑が予想され、駐車場には限りがありますので、申告会場へお越しの場合は、公共交通機関をご利用ください。

□確定申告書の送付

昨年の申告状況等に基づき申告が必要と思われる人に2月上旬までに送付します。所得税の確定申告用紙の届かない人は税務署までおたずねください。
なお、平成21年分の確定申告を次の方法で提出された人には、確定申告書の送付は行われませんので、ご了承ください。
・電子申告（e―Tax）を利用した人
・国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した人
・税務署の申告会場で、パソコンを利用して提出した人
・その他の会場で国税庁のソフトを使用して提出した人　など

申告用紙は、申告会場にも用意してあります。なお、所得税の確定申告書については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）から取得することもできますのでご利用ください。

■確定申告用紙の変更について
所得税の確定申告用紙は、これまで3枚1組でしたが、提出用・控用の2枚1組に変更になりました。このため、これまで申告書第二表裏面に貼っていた添付書類は、新たに設けられた「添付書類台紙」に貼ってください。

□確定申告に必要な持ち物

・申告書（郵送された人のみ）
・収入金額や必要経費の内訳（収支内訳書など）
・給与、公的年金などの源泉徴収票（原本）
・国民健康保険税、介護保険料の社会保険料控除額通知書
・国民年金保険料の控除証明書または領収書
・生命保険、地震保険の保険料控除証明書

（6ページへ続く）

・障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額のわかるもの
・税金が還付になる人は、申告者本人の預貯金口座のわかるもの
・印鑑（朱肉をつかうもの）
・昨年の申告書の控え（ある人のみ）
・その他申告に必要と思われるもの
※書類が不足していると申告できない場合があります。

「平成22年分社会保険料控除額通知書」について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「平成22年分社会保険料控除額通知書」は、1月20日に発送を予定していますので、申告に必ずお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書については、日本年金機構から郵送されます。

刈谷税務署からのお知らせ

□税務署に行かなくても確定申告ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

［ステップ1］ 申告データの入力
・入力したデータを基に税額などが自動計算されますので、計算ミスがなくなります。
・作成途中のデータも保存することができます。

［ステップ2］ プリントアウト（印刷）

［ステップ3］ 税務署に送付

□e—Taxをはじめよう！

作成したデータは、プリントアウトが不要な電子申告を行うことができます。

【事前準備】
○電子証明書とICカードリーダライタを用意
○開始届出書を提出（送信）し、利用者識別番号を取得
○ソフトのインストールと初期登録

【利用開始】
○確定申告書等作成コーナーで所得税や消費税（個人）のデータ作成
○e—Taxソフトへ組み込み（不要な場合もあります）
○e—Taxでらくらく申告

インターネット

■確定申告書送付先
刈谷税務署
〒448—8523
刈谷市若松町1—46—1
☎(21)6211

■確定申告等に関する問合せ
※自動音声案内に従ってください。
所得税・消費税・地方消費税の確定申告・贈与税の申告に関する相談を受付けします。

■確定申告書作成コーナー
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

■電子申告
e—Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp

申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「e-Tax（電子申告）」を利用する人におすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると…

① 最高5,000円の税額控除

平成22年度分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます。（平成19年分～平成21年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた人は受けられません。）

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払機関等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間は税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は3年間です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp 確定申告 検索

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

― 申告は自分で書いてお早めに、郵送で ―
申告は3月15日（火）までに

税理士による無料税務相談を行います

▼とき　2月16日㈬、17日㈭、18日㈮、21日㈪　午前9時30分～正午・午後1時～4時
▼ところ　市役所3階　第2・3会議室
▼対象者
①前年分の所得金額（青色申告特別控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の人
②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成20年分）の課税売上高が3千万円以下で、かつ①に該当する人
▼注意事項
・**株式や土地等の譲渡所得のある人は、相談できませんので、刈谷税務署でご相談ください。**
・消費税および地方消費税の相談にあたり、計算が複雑であったり、記帳および記録の保存状況に不備があるなど、申告書の作成に長時間を要する場合には、税務署で申告をお願いする場合があります。
・65万円の青色確定申告特別控除を受けようとする人で、貸借対照表が作成されていないなど決算書の作成に長時間を要する場合には、税務署の確定申告会場をご利用いただくことがあります。
・譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をする人や税務署から来署案内が送付されている人は税務署の確定申告会場をご利用ください。

市県民税の申告は市内の各会場で行います

税務課　市民税係（内線133・134）

□市県民税の申告が必要な人

平成23年1月1日現在、市内在住で次の①～④に該当する人（ただし、所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は申告の必要はありません）
①給与所得者
・給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
・2か所以上から給与を受けている人で、年末調整を受けない給与の収入金額が20万円以下の人
・平成22年中に退職した人で、他に収入がない人
②公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人
③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人
④昨年中収入のなかった人および非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで次に該当する人
・国民健康保険に加入している人
※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。
・家族の税金上の扶養に入っていない人
・市県民税の所得証明が必要な人

□市県民税申告会場

【市役所会場受付案内】
▼とき　2月16日㈬～3月15日㈫（土・日曜日を除く）　午前9時～11時15分・午後1時～4時
※正午～午後1時までは職員による相談、指導は行いません。
▼ところ　市役所3階　第2・3会議室

【出張申告会場受付案内】

とき	ところ
2/1（火）	文化会館（パティオ池鯉鮒）ワークショップ室
2/2（水）	西丘文化センター2階 教養娯楽室
2/3（木）	知立文化広場　第1研修室
2/8（火）	保健センター2階　検診室
2/9（水）	福祉の里八ツ田3階　さくら

［時間はいずれも9:30～11:30、13:30～15:30］
※出張申告期間中は担当職員が各会場へ出向いて不在になります。市役所での受付、相談はできませんので、出張申告会場または刈谷税務署までお出かけください。

□市県民税申告書の送付

昨年の申告状況等に基づき申告が必要と思われる人に、1月20日に発送を予定しています。

□市県民税申告に必要な持ち物

5・6ページの「確定申告に必要な持ち物」と同様です。

□確定申告の受付について

確定申告は、所得（収入）が給与所得、公的年金等の雑所得の場合は出張申告会場および市役所会場で相談・受付けしますが、**次の人は市役所会場および出張申告会場では相談できませんので、刈谷税務署で相談してください。**
①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人（確定申告様式B様式の人）
②住宅借入金等特別控除を受ける人
③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
④平成22年中に贈与を受けた人
⑤外国人で所得税の確定申告をする人
※相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については、刈谷税務署へご相談ください。